

準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答

番号	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の回答
1	3.4	長野地方事務所環境課	3ページ目末行目と4ページ目1行目の記述が重複している。	評価書において修正したものを記載します。
2	16	水大気環境課	表1-5-6において排ガスに関する計画値を定めているが、その数値の具体的根拠を明らかにされたい。	<p>Aごみ焼却施設基本計画では、広域管内既存施設の管理目標値を参考に、最新の技術動向を踏まえ、設定が可能な厳しいレベルの排ガスの計画値を次のとおり定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん（0.01 g/Nm³以下） <ul style="list-style-type: none"> ・広域管内の既存施設の中で最も厳しいレベル ・硫黄酸化物（30 ppm以下） <ul style="list-style-type: none"> ・広域管内の既存施設の中で最も厳しいレベル ・窒素酸化物（50 ppm以下） <ul style="list-style-type: none"> ・最新の技術動向を踏まえ設定が可能な厳しいレベル ・塩化水素（30 ppm以下） <ul style="list-style-type: none"> ・最新の技術動向を踏まえ設定が可能な厳しいレベル ・ダイオキシン類（0.1 ng-TEQ/Nm³） <ul style="list-style-type: none"> ・法規制値
3	42	長野地方事務所環境課	<p>表2-2-11 「特別養護老人ホーム」を「特別養護老人ホーム等」に訂正し、見出し及び本文と統一する。</p> <p>なお、特別養護老人ホーム等が社会福祉施設ということであれば、他にもデイサービスセンターや認知症高齢者グループホームなどがある。</p> <p>（「社会福祉施設名簿」参照（長野県ホームページ 健康福祉政策課））</p>	<p>表2-2-11 「特別養護老人ホーム」を「特別養護老人ホーム等」に修正します。</p> <p>なお、環境保全についての配慮が必要な施設として、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームを記載しましたが、デイサービスセンターや認知症高齢者グループホーム等についても必要と判断し、評価書において追加したものを記載します。</p>

準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答

番号	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の回答
4	53	廃棄物対策課	表2-2-21 「し尿処理施設状況」の千曲衛生センターの規模が283kL/日（出典：「廃棄物年鑑2008年版」）となっているが、平成19年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査及び施設パンフレットでは310kL/日となっている（H21も310kL/日）。 「廃棄物年鑑2011年版」（最新版）においても該当データは310kL/日になっており、283kL/日は誤りであるため、310kL/日に修正のこと。	評価書において修正したものを記載します。
5	63	森林づくり推進課	(3)道路交通騒音に係る要請限度 長野市告示62号→長野市告示第62号	評価書において修正したものを記載します。
6	80	建築指導課	長野市は、長野県景観条例の区域外のため、表2-2-54が2km圏内の内容である場合は、県景観条例の欄は削除してはいいかが。 （要約書19ページの表2-2-3が同じ意味で記載されている場合も同様）	長野市については長野県景観条例の区域外でありますので、評価書において、長野県景観条例の記載を削除します。
7	122	自然保護課	表2-3-10(2) 「ウラギンシジミ」と「ヤマトシジミ」が逆になっている。	「ウラギンシジミ」と「ヤマトシジミ」がともに「シジミチョウ科」であることを確認しました。なお、評価書において、「ヤマトシジミ」の科名を「シジミチョウ科」に修正したものを記載します。
8	132	建築指導課	図2-3-17 2km圏内の円を記入してはいいかが。	評価書において、2km圏の円を追加したものを記載します。
9	144	水大気環境課	⑥有害大気汚染物質の調査結果の2行目 「(略) このうち22種類の物質を「優先取組物質」とし、(略)」 →「(略) このうち23種類の物質を「優先取組物質」とし、(略)」	評価書において修正したものを記載します。

準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答

番号	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の回答
10	144	水大気環境課	⑥有害大気汚染物質の調査結果 5行目 「さらにアクリロニトリル、(略)1,3ブタジエンについては(略)」の物質名に「ヒ素及びその化合物」を追加	評価書において修正したものを記載します。
11	144	水大気環境課	表2-3-16 ヒ素の指針値「0.006」	評価書において追加したものを記載します。
12	181	水大気環境課	2) 存在・供用による影響 存在・供用による影響として、一酸化炭素、微小粒子状物質を対象にしている理由を明らかにすべき。	一酸化炭素の環境基準は、主として道路沿道における自動車排ガスの抑制対策として設定されております。一方、今回の計画施設の排ガスは、煙突から排出され広域に拡散することから影響はほとんどないと考えられるため、存在・供用による評価の対象としておりません。 また、微小粒子状物質については、現況調査期間中の平成21年9月に環境基準への追加がされたものであり、当時において、認定された調査機器がなかったことから、調査の対象としておりません。
13	205	水大気環境課	②窒素酸化物及び一酸化窒素 窒素酸化物、一酸化窒素の停炉時と稼働時で明らかな差が見られなかったとしているが、有意な差とはとらえられないか。	停炉時と稼働時の差については、常時監視測定局のデータにより停炉期間、稼働期間の比較等を行い、既存焼却施設の停炉によるものか、時期的な変動によるものかを整理し、必要があれば評価書において修正したものを記載します。
14	207	水大気環境課	④浮遊粒子状物質 浮遊粒子状物質の停炉時と稼働時で明らかな差が見られなかったとしているが、有意な差とはとらえられないか。	(同上)
15	258	森林づくり推進課	(8)評価結果 a. 環境への影響の緩和に係る評価 「暖機運転」と「暖気運転」の表記がある。	評価書において、表記を「暖機運転」に統一し修正したものを記載します。

準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答

番号	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の回答
16	327	水大気環境課	(7)評価 環境保全に関する目標は、事業実施による大気汚染への寄与を最小化することではないか。環境基準を満たすことが条件の場合、基準に余裕のある物質は多くの排出をしても目標を達することとなるので、不適切では。	計画施設からの排ガスについては、法規制値より更に厳しい計画値を定め、大気汚染の寄与を最小化する計画としております。
17	331～421 (要約書69～97)	水大気環境課	各測定結果表の単位の統一（dB）でいかが。dB（A）、dB、dB（G特性）等の表記がある。dB表記で差し支えないと思われる。	騒音はA特性補正で、低周波音はG特性補正で測定を行ったことから、この様な表記をしたものです。なお、低周波音の表記については、評価書においてdB（G）に統一し、修正したものを記載します。
18	564	水産試験場	表4-11-6(5) タイトル：ルート3→ルート3(2/2)	評価書において修正したものを記載します。
19	597	水産試験場	アブラハヤ説明文中 流化物→流下物	評価書において修正したものを記載します。
20	598	水産試験場	カジカ説明文中 「流下昆虫、底生動物のほか」が重複	評価書において修正したものを記載します。
21	610	水産試験場	⑥開放水域説明文中 シオカラトンオ→シオカラトンボ	評価書において修正したものを記載します。
22	660	建築指導課	②予測条件の設定（以下、建設リサイクル法という）→（以下、「建設リサイクル法という」）としてはいかが。	評価書において修正したものを記載します。
23	686	建築指導課	②建築物条件 図4-17-6～7→図4-17-6,7としてはいかが。	評価書において修正したものを記載します。
24	688	建築指導課	(5)予測結果 図4-17-8～9→図4-17-8,9としてはいかが。	評価書において修正したものを記載します。

準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答

番号	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の回答
25	資料6-10	水産試験場	表6-1-4(3) ツルヨ→ツルヨシ	評価書において修正したものを記載します。
26	資料6-17	自然保護課 水産試験場	表6-1-4(10) エノ→エノキ コチヂミザ→コチヂミザサ	評価書において修正したものを記載します。
27	全体	長野地方事務所 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条の規定による確認申請及び第51条の規定による建築許可申請が必要と思われますので、長野市建築指導課と協議してください。 ・都市計画法第29条の規定による開発許可の要否について長野市建築指導課と協議してください。 ・長野市の景観条例に基づく通知について、長野市まちづくり推進課と協議してください。 	各法令の規定に基づき、協議を行います。
28	要約書115	水大気環境課	4-8-1 2) 「土壌環境基準項目の測定結果を表4-8-4に示す。」としているが、118ページの表4-8-4は別内容の表であり、118ページの表4-8-3もSt. 1の調査結果のみの記載となっており、全地点の測定結果のデータが欠落している。	準備書の要約書において表が欠落しておりますので、評価書の要約書において追加したものを記載します。